



発行  
白井市商工会広報・情報化委員会  
E-mail koho-shokokai@shiroi.or.jp  
URL <http://www.shiroi.or.jp>  
TEL 047(492)0721  
FAX 047(491)9884  
〒270-1422 千葉県白井市復1458番

2022年124号

## 第41回 白井市ふるさとまつり開催

去る10月22日(土)・23日(日)に「第41回白井市ふるさとまつり」が3年ぶり開催されました。

令和2年・3年はコロナ感染症により中止していましたが、緊急事態宣言や移動自粛制限がなかったため感染対策を行いながら無事開催することができました。

白井総合公園に移して3回目の開催で、天候も珍しく2日間晴天に恵まれ大勢の来場の方々にも楽しんでいただけました。



舞台では、地元出身で“しろいふるさと大使”、イワイガワさんのお笑いライブや、ふるさと歌手による歌謡ショー、ラグビーNECグリーンロケッツ東葛の選手のトークショー、各演舞団体の皆様にも盛りあげていただきました。



運営に際し毎年、ボランティアとして参加下さっている白井高校生徒会のほか、ご協力頂いた皆様、大変有り難うございました。特に今年も駐車場を快く提供して頂きましたDCM(株)様(ホームック白井店)に、ご協力頂き心より感謝申し上げます。

### 年末調整等に関するパンフレットの送付に係るお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ、「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を国税庁より送付しておりましたが、今後は、これらのパンフレットに代えて、改正事項(昨年からの変更点)や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付。  
～年末調整等に関するパンフレットは国税庁ホームページをご覧ください～

年末調整等に関するパンフレットは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載しています。

### 年末調整の電子化及びキャッシュレス納付のご案内

#### (1) 年末調整の電子化

年末調整手続を電子化することにより、各種控除額の検算や控除証明書等のチェックが削減されるなど、年末調整手続が簡便化できます。詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm)

#### (2) キャッシュレス納付

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。詳



しくは、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」をご覧ください。(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen\_nouzei/cashless.htm)

### 新規加入会員のご紹介

ご入会頂き誠に有難うございます

事業所名	住所	電話番号	業種
原永塗装店	根 1868-16	4 0 2 - 2 9 0 0	塗装業
株式会社高田設備	富士 71-87-103	4 4 6 - 8 3 2 0	水道配管設備工事業
株式会社バイクオフコーポレーション	神々廻 1646-5	4 9 8 - 9 9 3 9	バイク販売レンタル業
オオバガレージ	富塚 1165	080-5072-8224	自動車钣金塗装及び修理業
千葉グリーンエナジー株式会社	名内 1058	090-3342-2324	エンジンオイル、添加剤製造販売業
M'Sクオリティー	富士 30-37	090-9323-5619	塗装業
MK Jネクスト	堀込 3-7-1	4 9 1 - 3 0 6 4	企業のマーケティング構築・支援及びホームページ制作業
株式会社クラヴィスワン	鎌ヶ谷市くぬぎ山 5-6-4	047-446-8855	自動車販売業
Auto.T.E.Make 江原钣金	根 720	080-6662-3726	自動車钣金塗装
(株)YOLO ESTATE	白井 431-6-1F	4 0 2 - 6 5 4 5	不動産業
シンユー美装	西白井 2-10-4	4 9 2 - 3 6 7 1	内装業

### 会員事業所向け健康診断について

福利厚生事業の一環として、毎年実施している会員事業所向け健康診断を行っています。

ご案内や申込書など、10月中旬に郵送しております。

**【受診期間】** 令和5年3月17日(金)まで(毎週火曜日、年末年始、祝日は休診、病院の都合により検診が実施不可であることもございます)

**【受診場所】** 千葉白井病院  
白井市復1439-2 TEL 047-497-6800

**【申込期間】** 令和5年3月10日(金)まで

**【申込方法】** 申込書記入のうえ、直接FAX(047-404-1880)もしくは、メール(kenshin@chibashiroi.jp)にて申し込みください。

※申込書等がお手元にない方は、商工会までご連絡ください。

## インボイス制度登録開始について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受けなければなりません。

登録申請受付は、令和3年10月1日(金)より開始しています。

登録申請方法につきましては、以下の国税庁ホームページをご覧ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_shinei.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinei.htm)

### 【適格請求書（インボイス）とは】

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

### 【インボイス制度とは】

#### 〈売手側〉

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

（注）飲食店等は個人消費者が多いため、請求書等を作成しませんが、中には会社の経費を利用するため領収書やレシートを必要とする方がいると思います。

その場合、登録していなければお客様が仕入税額控除の適用を受けることができません。領収書やレシートにも「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が必要です。

#### 〈買手側〉

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。

（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等の

うち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

（注）請求書等を発行しない場合においても領収書やレシートに「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載があるものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

### 【インボイス制度に関するお問合せ先】

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談については、消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センターで受け付けております。

フリーダイヤル 0120-205-553

（無料）

受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）

※税務署にて個別相談（具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど電話での回答が困難な相談）も受け付けております。



## インボイス制度・軽減税率制度説明会

開催日	時間	場所	定員	説明会等の名称等	事前登録期間	登録連絡先
R4.12.15	10:30～11:30	白井市役所東庁舎 101会議室	40名	インボイス制度説明会 (課税事業者向け)	R4.12.14(水)17時までに、お電話で登録願います	成田税務署法人課税第1部門 TEL0476-28-5151(代表) 内線414番
R4.12.15	13:00～14:30	白井市役所東庁舎 101会議室	40名	インボイス制度説明会 (個人の課税事業者向け)	R4.12.14(水)17時までに、お電話で登録願います	成田税務署 個人課税第1部門 TEL 0476-28-5151(代表) 内線213番

## 千葉県最低賃金改正 時間額984円に!

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されました。

令和4年10月1日から 時間額：984円

●問合せ 千葉労働局 労働基準部賃金室  
電話 043(221)2328

## 年末調整指導会のお知らせ

期日：令和5年1月5日(木)～19日(木)  
(土日祝日を除きます)

時間：10:00～11:30 13:00～16:00

場所：白井市商工会

- ・納期の特例（半年に1回源泉所得税を報告している方）を受けている事業所は、7月～12月分を翌年1月20日まで納付
- ・納期の特例を受けていない事業所、毎月報告している方は、給与を支払った月の翌月の10日まで納付

〈持参いただく書類等〉

- ①税務署から郵送された書類
- ②専従者・従業員に支給した給与、賞与の金額を記載してある帳簿、又は所得税源泉徴収簿（参考に前年分もご持参下さい。）
- ③専従者・従業員の控除証明書（国民年金保険料の証明書・生命保険料・地震保険料・

- 小規模企業共済掛金・国民年金基金など
  - ④国民健康保険税・介護保険料の支払金額（1月～12月まで納めた金額）
  - ⑤専従者・従業員及びその配偶者、扶養家族の住所・生年月日・所得金額を記載した物。
- ※税務署提出書類は「マイナンバー」の記載が義務付けられています。

### 自動振替による 商工会費の納入のお願い

令和5年度の商工会会費の自動振替日は  
4月3日(月) 千葉銀行  
4月17日(月) 京葉銀行・千葉信用金庫  
に各々予定しております。「お引落日」と「口座残高」のご確認をお願い申し上げます。

## 電子帳簿等保存法及びインボイス制度 セミナー開催のお知らせ

電子帳簿保存方法は令和3年度の税制改正において抜本的な見直しがされ、令和4年1月1日より施行されていますが、準備が間に合わない事業者のために2年間有怒されています。

また、インボイス制度については、令和5年10月1日より導入されます。この制度は税務署に登録申請が必要で、既に受付が始まっています。ぜひこの機会にセミナーに参加していただき今後の対策に活用していただきたいと思っております。後日、チラシ・申込書を郵送致します。

日時：令和4年12月20日(火) 午後2時～

場所：白井市商工会2階会議室 参加費：無料

講師：中小企業診断士 川村浩司 氏



“今”という時代の労務リスクに、2つの安心

### 「業務災害補償」

ビジネスマスター・プラス【事業活動総合保険】

異なるリスクをひとつに包括!

### 「ビジネス総合保険」

ビジネスマスター・プラス【事業活動総合保険】

リスクへの備え、まとめて安心をご提供します。  
お見積もりは無料です!お気軽にお問い合わせください。

※本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とする団体契約の概要を説明したものです。詳しい内容については、引受保険会社までご連絡ください。

※「業務災害補償」・「ビジネス総合保険」は商工三団体向け事業活動総合保険のペットネームです。

〈引受保険会社〉  
損害保険ジャパン株式会社 千葉支店千葉中央支社  
〒260-8505  
千葉県千葉市中央区千葉港8-4 損害ジャパン千葉ビル7階  
Tel:043-243-3098 Fax:043-243-3075

経営を守る補償

従業員を守る補償

賠償責任への備え

財物損壊への備え

休業損失への備え

承認番号：SJ22-07451  
承認日：2022/09/12